

高齢者虐待対応マニュアル 【概要版】

令和5年5月改訂

高 槻 市

目 次

第1章 高齢者虐待の基礎	
（1）高齢者虐待防止法の成立	1
（2）高齢者虐待の定義と種類	1
（3）相談・通報窓口一覧	2
（4）高齢者虐待発見チェックリスト	4
第2章 養護者による高齢者虐待	
（1）虐待対応の基本的な流れ	6
（2）関係機関の責務と役割	7
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待－市対応編－	
（1）「養介護施設従事者等」の範囲	9
（2）虐待対応の基本的な流れ	10
（3）法に規定される高槻市長の権限	11
第4章 養介護施設従事者等による高齢者虐待－施設等対応編－	
Ⅰ 虐待防止	
（1）虐待防止のための取組み	12
（2）身体拘束について	12
Ⅱ 虐待対応	
（1）虐待（疑いを含む）の早期発見	13
（2）虐待発見後の対応	13
（3）行政の調査に関する協力	14
（4）虐待の再発防止の取組み	14

第1章 高齢者虐待の基礎

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日に、国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されました。

(2) 高齢者虐待の定義と種類

高齢者虐待防止法（以下、特に法律名を明記しない限り同法を指す）第2条第1項では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。

法では、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しており、また、高齢者虐待の種類として下表のとおり5つを定めています。

◆高齢者虐待防止法にみる高齢者虐待の定義

用語	定義
高齢者	65歳以上の者
養護者	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者
養護者による 高齢者虐待	養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為 ※いずれも、善意や励ましであっても該当すれば虐待であり、意図的であるかどうかは問わない。また、高齢者本人が虐待あるいは不適切な状態と自覚しているかどうかは問わない。
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (例) 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷・打撲させる、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束・抑制をする等
ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。 (例) 食事や水分を与えない、食べられるような形状に食事を整えない、排泄の介助等日常生活の介助が必要にもかかわらず役割を放棄する、あるいは、そのための対策を取らない、病気などの兆候があるにもかかわらず診療を受けさせない、暖房等の適切な環境を作らない等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (例) 嘲笑、怒鳴る、無視する、意図的に家族と共に食事をさせない等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 (例) 高齢者の年金等を不当に管理・使用する、日常に必要な金銭を渡さない等
養介護施設従事者等による 高齢者虐待	(1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターの業務に従事する者が、当該養介護施設に入所又は利用する高齢者について行う次に掲げる行為 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える

	<p>こと。</p> <p>②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>④高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>⑤高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>(2) 老人居宅生活支援事業又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前記①～⑤に掲げる行為</p>
--	---

(3) 相談・通報窓口一覧

「養護者による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関は、市（福祉相談支援課）および市内12箇所の地域包括支援センターです。

また、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に関する相談・通報・届出の受理機関は、市（福祉相談支援課）です。

■高槻市 福祉相談支援課

		電話番号	F A X	
平日	8:45-17:15	福祉相談支援課直通	674-7171	674-5135
上記を除く時間、曜日		高槻市宿直室	674-7000	

■地域包括支援センター

	電話番号	F A X
①高槻北地域包括支援センター	687-0303	687-8011
②清水地域包括支援センター	680-2239	680-2231
③日吉台地域包括支援センター	689-0184	689-6313
④五領・上牧地域包括支援センター	660-3100	660-3601
⑤天川地域包括支援センター	669-5703	669-5709
⑥冠・大塚地域包括支援センター	662-6363	671-0280
⑦富田南・下田部地域包括支援センター	673-7011	673-7021
⑧三箇牧地域包括支援センター	679-1770 679-1771	677-5319
⑨高槻中央地域包括支援センター	676-9522	661-9113
⑩富田地域包括支援センター	694-2434	694-2467
⑪郡家地域包括支援センター	681-8181	686-2278
⑫阿武山地域包括支援センター	692-3112	692-3159

地域包括支援センター担当区域一覧

地域包括支援センター名	担当する町丁名
①高槻北地域包括支援センター 所在地: 大字原112	安岡寺 1丁目～6丁目、松が丘 3丁目～4丁目、清水台 1丁目～2丁目、高見台、大字原、櫻田地区、日吉台二番町～五番町、日吉台七番町、成合西の町、成合北の町、弥生が丘町、寺谷町、花林苑、芝谷町、真上町 6丁目、緑が丘 2丁目
②清水地域包括支援センター 所在地: 松が丘1丁目21-9	南平台 1丁目～5丁目、浦堂 1丁目～3丁目、浦堂本町、宮之川原元町、宮之川原 1丁目～5丁目、西之川原 1丁目～2丁目、塚脇 1丁目～5丁目、黄金の里 1丁目、大蔵司 1丁目～3丁目、東城山町、松が丘 1丁目～2丁目、西真上 1丁目～2丁目、緑が丘 1丁目、緑が丘 3丁目、名神町、真上町 3丁目～5丁目
③日吉台東地域包括支援センター 所在地: 成合南の町3-1	大字成合、成合中の町、成合東の町、成合南の町、八丁畷町、山手 1丁目～2丁目、安満御所の町、安満磐手町、安満東の町、安満西の町、安満北の町、安満中の町、安満新町、高垣町、紅茸町、別所中の町、別所新町、別所本町、大字川久保、古曾部町 1丁目～5丁目、宮が谷町、美しが丘 1丁目～2丁目、日吉台一番町、日吉台六番町、月見町、天神町 1丁目～2丁目、奥天神町 1丁目～3丁目
④五領・上牧地域包括支援センター 所在地: 井尻2丁目37-8	萩之庄 1丁目～5丁目、梶原 1丁目～6丁目、梶原中村町、上牧山手町、上牧北駅前町、上牧南駅前町、五領町、神内 1丁目～2丁目、井尻 1丁目～2丁目、道鶴 1丁目～6丁目、野田東 1丁目～2丁目、東天川 4丁目～5丁目、東上牧 1丁目～3丁目、上牧 1丁目～5丁目、淀の原町、緑町、野田 1丁目～4丁目、宮野町、天王町、明野町、千代田町
⑤天川地域包括支援センター 所在地: 前島1丁目36-1	前島 1丁目～5丁目、須賀町、東天川 1丁目～3丁目、天川新町、下田部 1丁目、高西町、城南町 1丁目～4丁目、土橋町、城内町、京口町、上本町、本町、大手町、八幡町、春日町、城東町、松原町、南松原町、沢良木町、藤の里町、日向町、天川町、永楽町
⑥冠・大塚地域包括支援センター 所在地: 東和町57-1	東和町、深沢本町、深沢町 1丁目～2丁目、番田 1丁目～2丁目、南大樋町、北大樋町、大塚町 1丁目～5丁目、竹の内町、辻子 1丁目～3丁目、大冠町 1丁目～3丁目、西冠 1丁目～3丁目、若松町、松川町
⑦富田南・下田部地域包括支援センター 所在地: 登町33-2	登町、下田部 2丁目、堤町、芝生町 1丁目～4丁目、西大樋町、川添 1丁目～2丁目、栄町 2丁目～4丁目、寿町 3丁目
⑧三箇牧地域包括支援センター 所在地: 三島江4丁目38-7	柱本 1丁目～7丁目、柱本新町、柱本南町、唐崎西 1丁目～2丁目、唐崎南 1丁目～3丁目、唐崎北 1丁目～3丁目、唐崎中 1丁目～4丁目、三島江 1丁目～4丁目、玉川 1丁目～4丁目、大字西面、大字三島江、大字唐崎、西面南 1丁目～4丁目、西面北 1丁目～2丁目、西面中 1丁目～2丁目、三箇牧 1丁目～2丁目、玉川新町、牧田町、西町
⑨高槻中央地域包括支援センター 所在地: 城西町4-6 高槻市地域福祉会館1階	紺屋町、高槻町、北園町、八丁西町、大学町、城北町 1丁目～2丁目、野見町、出丸町、白梅町、芥川 1丁目、上田辺町、明田町、桃園町、城西町、南庄所町、庄所町、中川町、桜町、川西町 3丁目、津之江北町、如是町、津之江町 1丁目～3丁目
⑩富田地域包括支援センター 所在地: 富田町6丁目10-1 (富田町病院1階)	富田町 1丁目～6丁目、北柳川町、栄町 1丁目、寿町 1丁目～2丁目、西五百住町、桜ヶ丘北町、桜ヶ丘南町、東五百住町 1丁目～3丁目、登美の里町、北昭和台町、昭和台 1丁目～2丁目、柳川 1丁目～2丁目、南総持寺町
⑪郡家地域包括支援センター 所在地: 郡家新町48-7	郡家新町、郡家本町、今城町、朝日町、川西町 1丁目～2丁目、清福寺町、殿町、南芥川町、芥川町 2丁目～4丁目、紫町、真上町 1丁目～2丁目、大畑町、岡本町、氷室町 1丁目、宮田町 3丁目、幸町、富田丘町、赤大路町
⑫阿武山地域包括支援センター 所在地: 奈佐原4丁目7-1	宮田町 1丁目～2丁目、氷室町 2丁目～6丁目、土室町、上土室 1丁目～6丁目、塚原 1丁目～6丁目、阿武野 1丁目～2丁目、奈佐原 1丁目～4丁目、大和 1丁目～2丁目、奈佐原元町、霊仙寺町 1丁目～2丁目、大字奈佐原、萩谷月見台、大字萩谷

(4) 高齢者虐待発見チェックリスト

次のチェックリストの項目は、虐待が疑われる場合に高齢者が発するサインの一例です。複数当てはまる時には、疑いの度合いがより濃くなります。

<身体的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭・顔・頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがりたりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

<心理的虐待のサイン>

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒否）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無気力、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

<性的虐待のサイン>

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがりたりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

<経済的虐待のサイン>

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

<ネグレクトのサイン（自己放任も含む）>

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥瘡）ができています。

	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場合が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診療を受けていない。

<セルフネグレクト（自己放任）のサイン>

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事が摂られていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

<養護者の態度にみられるサイン>

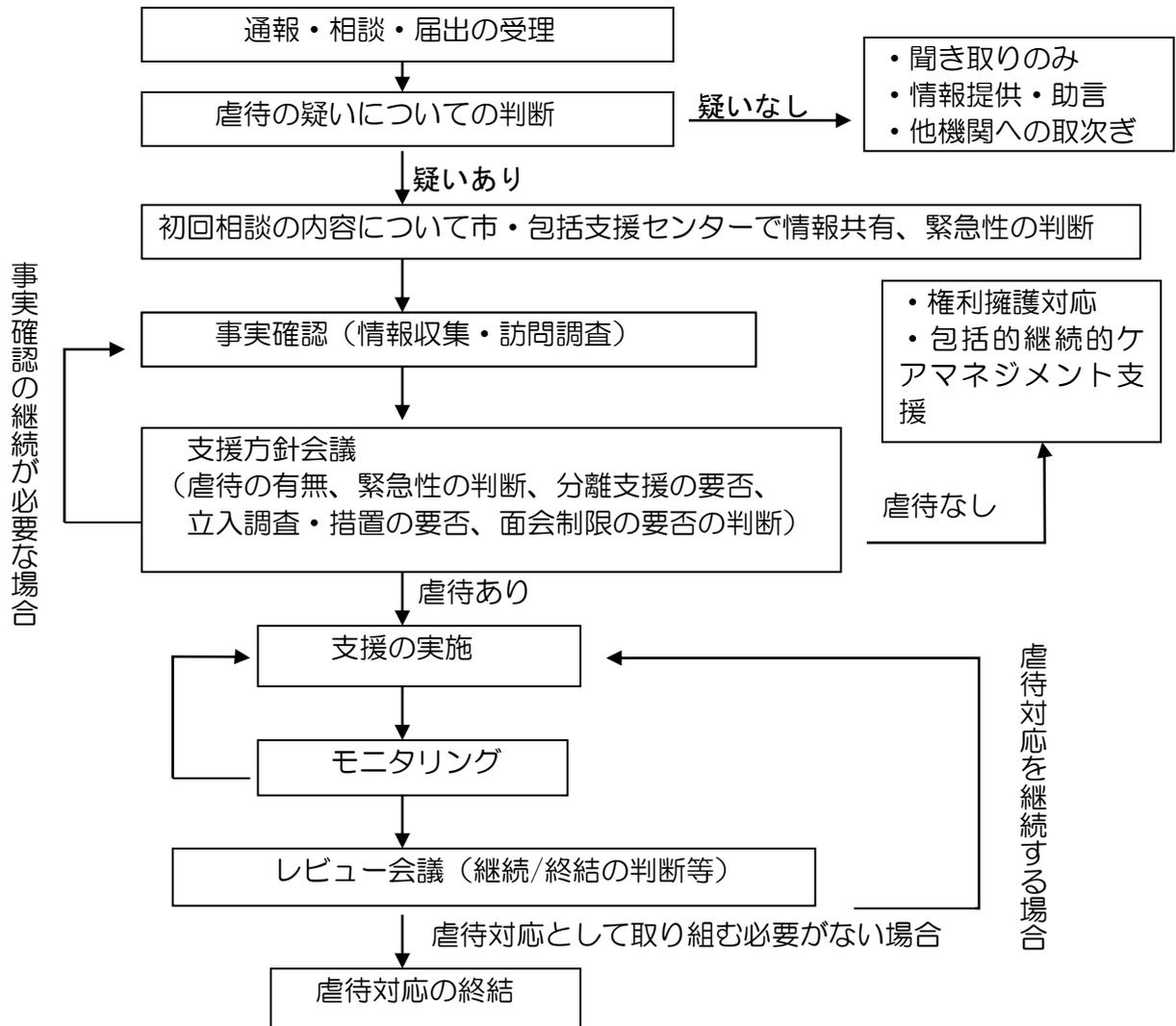
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口の聞き方をする。
	経済的に余裕があるように見えるが、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

<地域からのサイン>

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間屋外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。
	外出しなくなった、見かけなくなった。

第2章 養護者による高齢者虐待

(1) 虐待対応の基本的な流れ



(2) 関係機関の責務と役割

法では、国および地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上関係のある団体および職務上関係のある者（以下「高齢者の福祉に職務上関係のある者等」という）の責務について、次のとおり規定しています（法第3条、第4条、第5条）。

【国および地方公共団体の責務】

- ・ 関係機関および民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努めること
- ・ 高齢者虐待に携わる専門的人材の確保及び研修等による当該職員の資質向上に努めること
- ・ 高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行うこと

【国民の責務】

- ・ 高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解すること
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力に努めること

【高齢者の福祉に業務上関係のある者等の責務】

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めること
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力に努めること

【関係機関等具体的な役割】

関係機関等	具体的な役割
市（福祉相談支援課）、 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報義務等の広報・啓発活動 ・ 通報・届出受理窓口の設置および周知 ・ 通報・相談・届出の受理 ・ 関係機関および民間団体等との連携協力体制の整備 ・ 高齢者虐待担当部局および高齢者虐待対応協力者の周知 ・ 相談、指導、助言 ・ 対象高齢者の安全確認、通報・届出事項の事実確認 ・ 対象高齢者宅への立入調査および警察への援助要請 ・ 高齢者虐待対応協力者との対応に係る協議 ・ やむを得ない事由による措置の実施 ・ 市長による成年後見制度利用開始の審判の請求 ・ 居室の確保 ・ 入所措置した高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 養護者への支援（負担軽減のための相談、指導、助言等） ・ 専門職員の確保および資質向上のための措置 ・ 養介護施設（事業所）の指導、監督 ・ 成年後見制度の周知、利用促進 ・ 財産上の不正取引に係る相談
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立入調査時の援助 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者及び養護者に関する精神保健福祉の相談窓口

<p>親族、近隣住民、自治会、老人クラブ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解 ・ 地域での支援体制の確立（見守り、声掛け等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連絡体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
<p>民生委員・児童委員、人権擁護委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（見守り、声掛け、相談、助言等） ・ 市町村窓口等への相談 ・ 通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
<p>養介護施設従事者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
<p>養介護施設設置者、養介護事業を行う者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・ 高齢者虐待防止のための措置（養介護施設従事者等を対象とした研修の実施、苦情処理体制の整備等） ・ 入所措置された高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
<p>医療関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
<p>弁護士、司法書士、社会福祉士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（法的対応・手続き等の相談、指導、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待-市対応編-

(1) 「養介護施設従事者等」の範囲

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に既定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者と定義されます。直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者層も含まれます。

「養介護施設」「養介護事業」とは、下表のとおりです。

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防事業

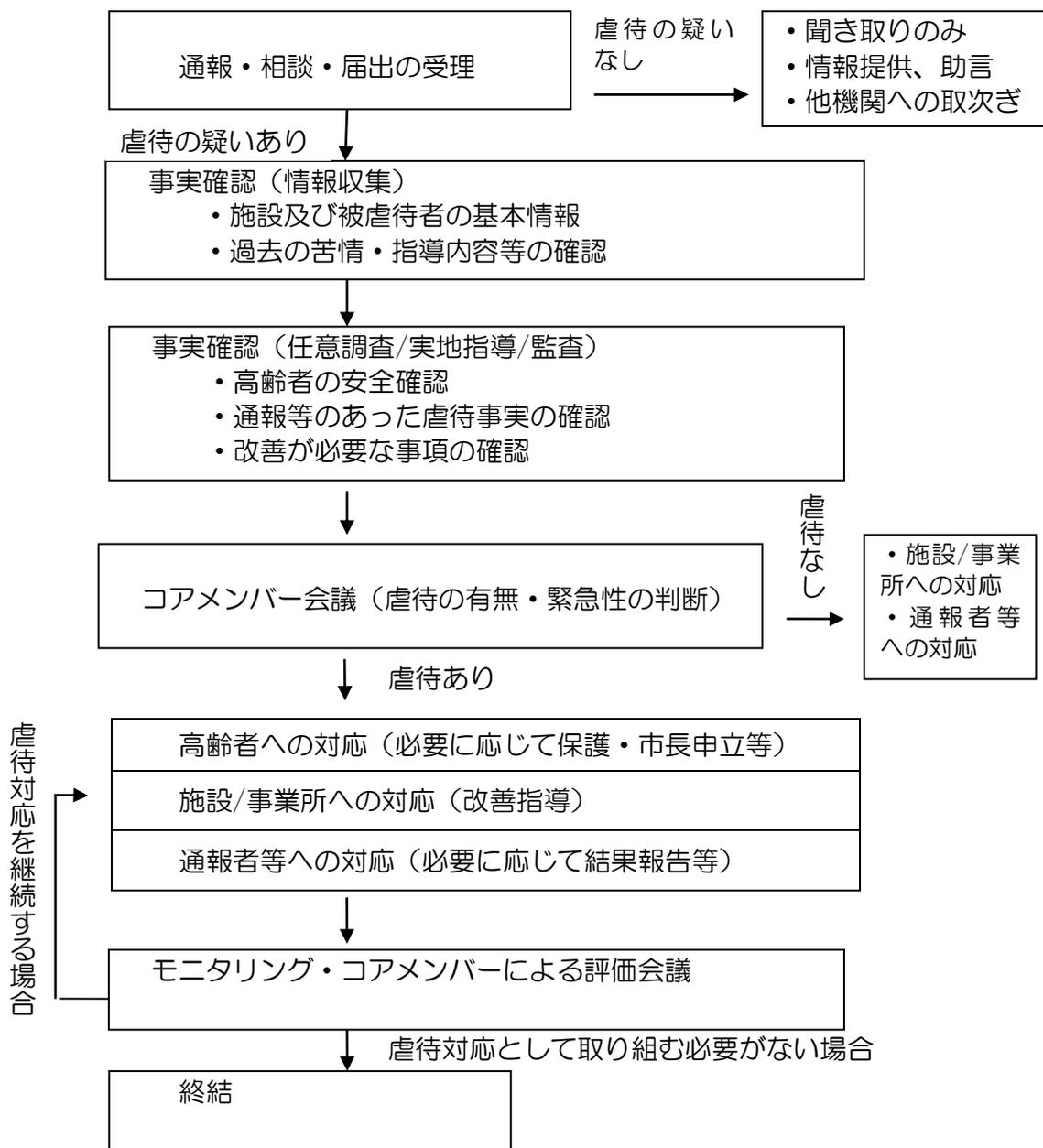
なお、食事サービス、入浴・排泄もしくは食事の介護の提供、洗濯・掃除等の家事、又は健康管理のいずれかの提供（他へ委託して供与する場合も含む）があれば有料老人ホームに該当します。該当する場合には、届出の有無に関わらず、立入検査や改善命令の対象となります。そのため、例えば「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅であっても、該当する場合には、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応することになります。（参考：平成21年5月28日付老振発第0528001号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」）

また、対象の施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合であっても、「養護者による高齢者虐待」に該当し得るため、適切な対応が必要です。（参考：平成23年9月16日付事務連絡「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の適切な運用について」）

養介護施設従事者による高齢者虐待として対応すべきか、養護者による高齢者虐待として対応すべきかは、以下の区分で整理します。

虐待が疑われる行為が発生したサービス	虐待対応の区分
養介護施設・事業所の従事者による法定サービスでの虐待（例：介護保険サービス）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所の従事者による法定外のサービスでの虐待（例：介護保険施設のショートステイを自費で利用した場合など）	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所の該当しない事業所の従事者による虐待	養護者による高齢者虐待

(2) 虐待対応の基本的な流れ



(3) 法に規定される高槻市長の権限

老人福祉法	老人居宅生活支援事業者	第18条	報告徴収・立入検査等
	老人デイサービスセンター	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	老人短期入所施設	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	老人介護支援センター	第18条	報告徴収・立入検査等
		第18条の2	事業制限・停止命令
	養護老人ホーム	第18条	報告徴収・立入検査等
		第19条	事業廃止命令、認可取消
	特別養護老人ホーム	第18条	報告徴収・立入検査等
第19条		事業廃止命令、認可取消	
老人居宅生活支援事業者 (認知症対応型老人共同生活援助事業者)	第18条の2	事業制限・停止命令	
有料老人ホーム設置者	第29条	報告徴収・立入検査等、改善命令	
介護保険法	指定居宅サービス事業者	第76条	報告徴収・立入検査等
		第76条の2	勧告・公表・措置命令
		第77条	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型サービス事業者	第78条の7	報告徴収・立入検査等
		第78条の9	勧告・公表・措置命令
		第78条の10	指定取消・指定の効力停止
	指定居宅介護支援事業者	第83条	報告徴収・立入検査等
		第83条の2	勧告・公表・措置命令
		第84条	指定取消・指定の効力停止
	指定介護老人福祉施設	第90条	報告徴収・立入検査等
		第91条の2	勧告・公表・措置命令
		第92条	指定取消・指定の効力停止
	介護老人保健施設	第100条	報告徴収・立入検査等
		第103条	勧告・公表・措置命令
		第104条	許可取消・許可の効力停止
	指定介護予防サービス事業者	第115条の7	報告徴収・立入検査等
		第115条の8	勧告・公表・措置命令
		第115条の9	指定取消・指定の効力停止
	指定地域密着型介護予防サービス事業者	第115条の17	報告徴収・立入検査等
		第115条の18	勧告・公表・措置命令
		第115条の19	指定取消・指定の効力停止
	指定介護予防支援事業者	第115条の27	報告徴収・立入検査等
		第115条の28	勧告・公表・措置命令
第115条の29		指定取消・指定の効力停止	

I 虐待防止

(1) 虐待防止のための取組み

虐待のない施設としてあり続けるためには、法人の理事から現場の職員まで、入所者の安全が最優先されるということを施設・事業所の理念として共有することが大切です。

そのためには、職場内会議や施設内研修を通じて絶えず虐待防止の意識を浸透、醸成させていくことが必要です。

さらに、高齢者に対し、常により良いサービスを提供していくためには、一人ひとりの状態を常に把握し、その結果を介護計画や日常のケアに反映する等、「個別ケア」「認知症ケア」の研修の徹底が図られなければなりません。

また、苦情受付や苦情があった場合の処理体制の構築を図り、家族はもとより地域に開かれた施設づくりが重要です。

《ポイント》

- 入所者の安全が最優先されることを職員間で共有すること
- 職場内研修や各種会議等において、虐待防止の意識の徹底すること
- 虐待を防止するための個別ケアを実施すること
- 苦情受付・処理の体制を整備すること
- 家族と連携し、地域に開かれた施設づくりに努めること

(2) 身体拘束について

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、サービスの提供にあたっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされ、原則禁止されています。身体拘束は原則として全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において、高齢者本人や他の利用者の生命身体が危険にさらされる場合など「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(すべて満たすことが必要)は次の3つです。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
2. 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
3. 一時性：身体拘束は一時的なものであること

「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要となります。

なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務付けられています。

II 虐待対応

(1) 虐待（疑いも含む）の早期発見

虐待を早期に発見するという事は、高齢者に少しでも早く安心・安全な状況で介護サービスを提供し、健康で快適な生活を取り戻させるのみならず、虐待を起こした場合は必ず発覚するという、虐待者に対する虐待の抑止効果ももたらします。

施設・事業所は、虐待の早期発見システムを整備するとともに、このことを職員に周知し、また、実際に起こった場合確実に機能することを確保しておかなければなりません。

そのためには、高齢者の表情の変化や日常動作の異常などをいち早く見つけるための個別ケアの徹底、あるいは入浴時や着替え時での虐待が発見された場合（疑いを含む。）の報告システムを構築しておくことが必要です。

特に、入浴介助時に洋服を脱がせた時に傷を発見した場合等は、発見時の傷の状況等を記録することは勿論のこと、高齢者に対してもいつ怪我をしたか等、たとえ相手が認知症の入所者であっても尊厳を確保するために、懇切丁寧に確認しておくことが大切です。

入所系施設においては、入退所時に、家族と一緒に入所者の身体チェックを行い、痣や打撲のあとなどの有無を確認し、書類にまとめておくことが、後日のトラブルを防止するとともに、家族に対する信頼を得るためにも効果的です。

また、精神的な虐待や経済的虐待を早期に発見するための取組みを構築しておくことが有効です。

《ポイント》

- 虐待が行われた場合の早期発見のシステムを構築すること
- 虐待を発見するための個別ケアを徹底すること
- 虐待が発見された場合の報告システムを構築すること
- 精神的虐待・経済的虐待を早期に発見するための取組みを行うこと

(2) 虐待発見後の対応

虐待発見後は、まず何においても高齢者の安全の確保に努めなければなりません。

そのためには、身体的虐待にあつては、本人の安全確認や治療の必要性の有無の確認を行い、必要によっては適切な治療を施す、心理的虐待にあつては、入所者の不安を取り除くなどの努力が必要です。

虐待の状況については、上司、施設長・事業所の管理者への報告、家族に対する適切な説明のほか、行政に報告することも必要なため、可能な限り詳細な状況把握が必要です。

また、情報の公開を行い、いやしくも隠蔽するという対応を行ってはなりません。施設内においては、職員同士が虐待の事実をかばいあうことも想定されますが、その結果は決してサービスの質の向上には繋がらないので、職員に対し、虐待防止の研修を実施する等、防止に向けた意識の共有化を図ることが大切です。

さらに、関係者（当事者職員、上司及び施設長・事業所の管理者）の処分にあたっては、就業規則等にのっとり適正に行うことが必要です。

《ポイント》

- 本人の安全確認、治療の必要性の有無、適切な受療、被害額の確定を行うこと
- 上司、施設長・事業所の管理者、行政への報告を徹底すること
- 入所者・利用者家族への説明を行うこと
- 当事者職員、上司、施設長・管理者の処分について検討すること

(3) 行政の調査に関する協力

虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、施設・事業所内に市職員が立入り、事実確認を行うことになるため、職員への事情聴取、書類の提示など、協力することが求められます。(法第5条)

また、行政から協力依頼があった場合は、全面的な協力と併せて、虐待の有無を確認する等の自主的取り組みが必要となります。

(4) 虐待の再発防止の取り組み

虐待の発生を、特異な事例とすることなく、それまでの施設・事業所運営における反省点の確認と、今後の改善への契機とすることが必要です。

そのためには情報の公開と、管理職レベルでのみ処理するのではなく、施設が一体となった取り組みが必要です。

具体的には、虐待の事例に対する発生の原因の調査・分析を行い、再発防止に向けた職員会議、職場内研修の徹底を図り、職員が働きやすい職場環境の実現を目指し、虐待が再発しないように努めることが大切になります。

施設長・管理者は、虐待が発生した場合は、原因を調査・分析し、職員会議等でその結果を報告するなど、再発しないようにするための職場内研修を行うことが求められます。

また、職場環境を見直し、職員が働きやすい職場環境の実現を図ることが大切です。

現場職員は、施設で虐待があったということを重く受け止め、職場内の会議や研修に参加することや、職員による虐待の再発防止について、職員間で話し合うなど、施設の職員が丸となって取り組むことが必要です。

《ポイント》

- 虐待事例、発生原因の調査・分析を行うこと
- 再発防止に向けた職員会議、職場内研修を徹底すること
- 働きやすい職場環境を整備すること



高槻市マスコットキャラクター
はにたん



介護保険制度における 介護予防の重要性について

～機能訓練に関する提案～

高槻市健康福祉部 長寿介護課
介護予防・社会参加促進チーム





介護保険制度

介護保険法 第一条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法 第二条(国民の努力及び義務)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする。**



介護予防の位置づけ

介護保険法 第百十五条の四十五(地域支援事業)

市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

＊介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス/通所型サービス)

＊一般介護予防事業

(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

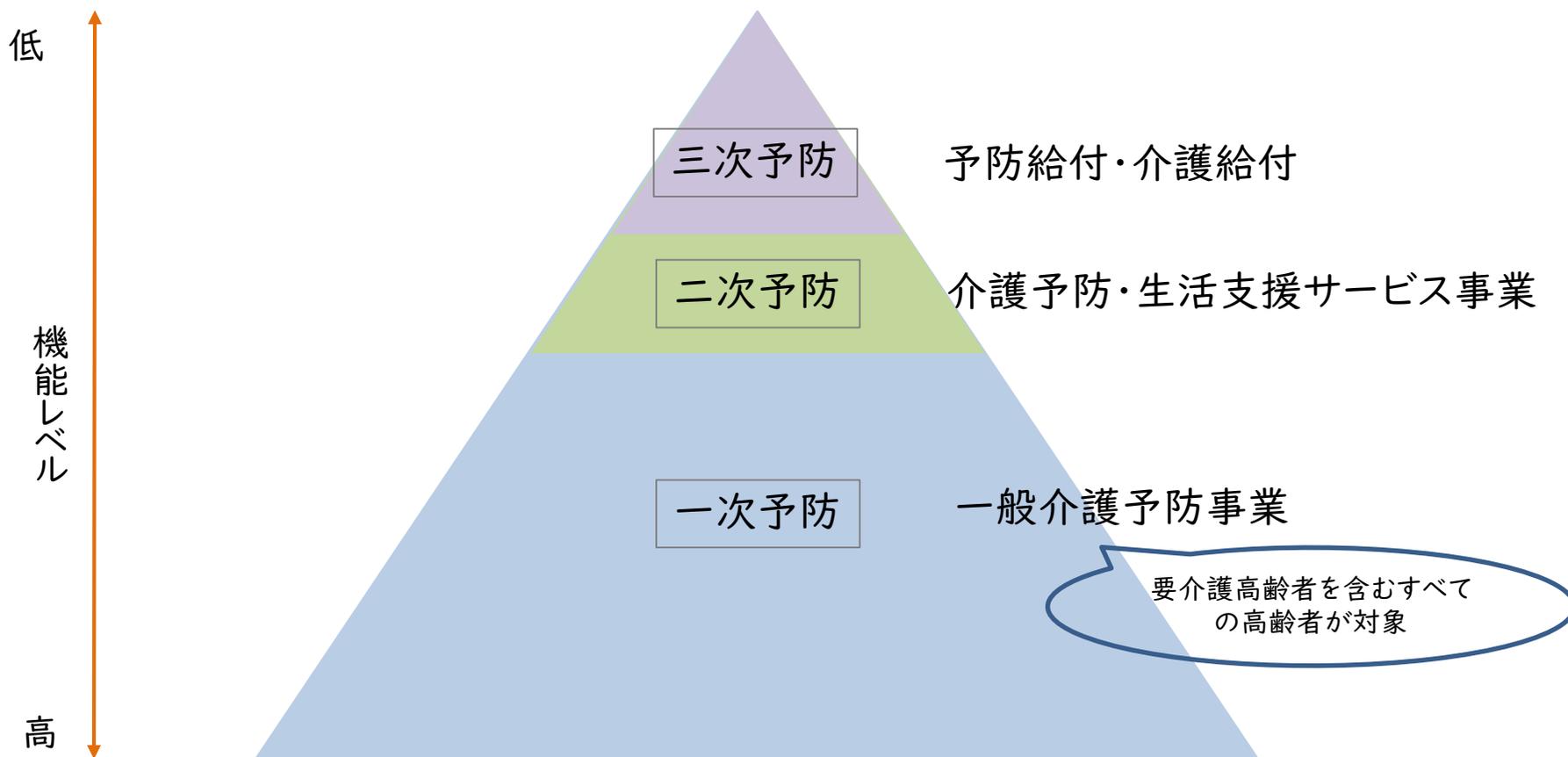
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)

(4) 任意事業



介護予防とは

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止

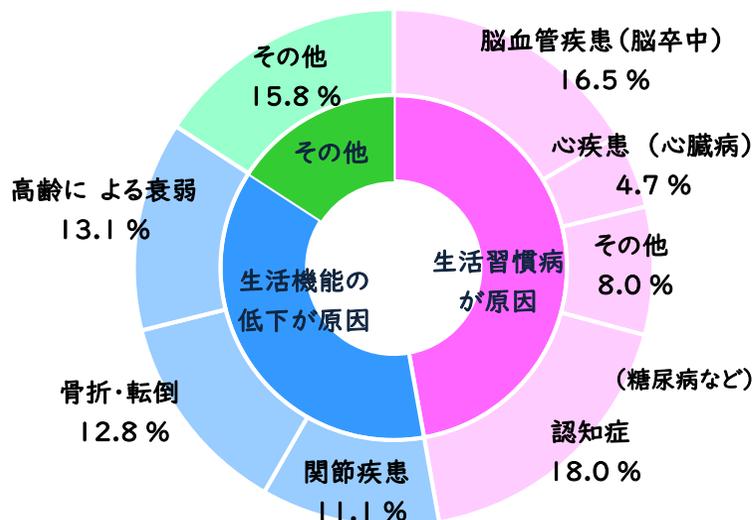


出典：山田 実「イチからわかる！フレイル・介護予防Q&A」



介護が必要となる主な原因

介護が必要となる原因



現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因 (上位3位)

(単位:%) 2019(令和元)年

現在の要介護度	第1位		第2位		第3位	
	原因	割合	原因	割合	原因	割合
総数	認知症	17.6	脳血管疾患(脳卒中)	16.1	高齢による衰弱	12.8
要支援者	関節疾患	18.9	高齢による衰弱	16.1	骨折・転倒	14.2
要支援1	関節疾患	20.3	高齢による衰弱	17.9	骨折・転倒	13.5
要支援2	関節疾患	17.5	骨折・転倒	14.9	高齢による衰弱	14.4
要介護者	認知症	24.3	脳血管疾患(脳卒中)	19.2	骨折・転倒	12.0
要介護1	認知症	29.8	脳血管疾患(脳卒中)	14.5	高齢による衰弱	13.7
要介護2	認知症	18.7	脳血管疾患(脳卒中)	17.8	骨折・転倒	13.5
要介護3	認知症	27.0	脳血管疾患(脳卒中)	24.1	骨折・転倒	12.1
要介護4	脳血管疾患(脳卒中)	23.6	認知症	20.2	骨折・転倒	15.1
要介護5	脳血管疾患(脳卒中)	24.7	認知症	24.0	高齢による衰弱	8.9

注:「現在の要介護度」とは、2019(令和元)年6月の要介護度をいう。

(出典:令和元年国民生活基礎調査 結果の概要)

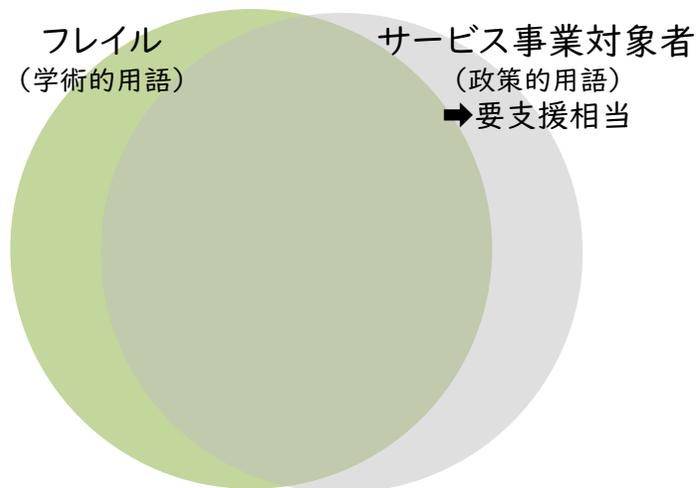
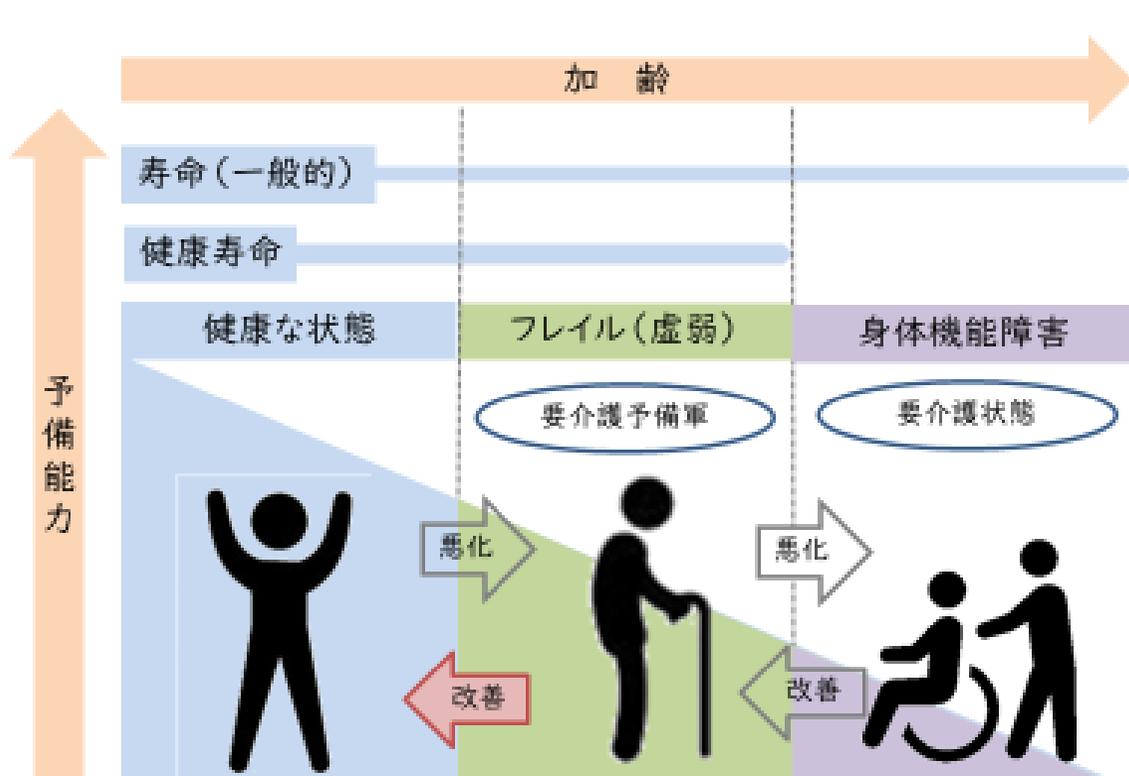
(令和元年国民生活基礎調査結果より作成)

➡ 生活習慣病とフレイルの対策(予防)がポイントになります



フレイルとは

加齢により心身が老い衰えた状態で
適切な取組があれば生活機能の維持や向上が可能な状態のこと。



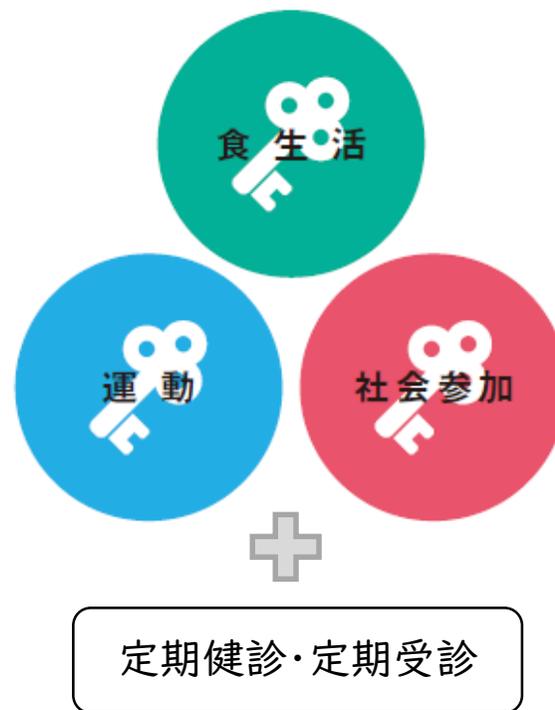
出典:山田 実「イチからわかる!フレイル・介護予防Q&A」

➡ いずれの段階でも、取組により生活機能の維持や改善が可能である



フレイル予防の3つのポイントは、
①運動②栄養・お口の健康③社会参加

かかりつけ医をもち、生活習慣を改善し、
介護予防（生活習慣病とフレイルの対策で機能維持）



➔ 社会参加を通じた取組により、要介護リスクの軽減が可能

主な一般介護予防事業の実施状況

体操の普及啓発

平成18年度より「高槻ますます元気体操」の普及啓発に取り組み、自主グループ活動等の体操実施拠点の整備を推進



<実施拠点数> ※令和5年3月末時点(暫定)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
29	50	112	148	173	208	218	230	238	235	234	249

健幸ポイント事業

平成26年度より開始

健康づくりや介護予防に資する取組を主体的かつ継続的に行う高齢者を増やし、健康寿命の延伸や要介護認定率の低減、介護等給付費の抑制を目指す



- ①取組参加でポイントをためる
- ②ポイントを記念品交換、民間保育施設に寄付

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発行者(人)	5,632	5,822	6,211	6,601	6,734	6,981	5,732	5,118	5,476
達成者(人)	1,621	2,035	2,476	2,710	3,023	3,262	1,464	1,742	2,356

※令和5年3月末時点(暫定)



～二つの体操の特長を生かした介護予防普及啓発～

令和2年3月末完成

高槻ますます元気体操

高槻もてもて筋力アップ体操 (もてきん体操)

ばっちり基本編:ストレッチ体操・筋力アップ体操
お口の体操・ウォーキング
選んでチャレンジ編:膝痛予防体操・腰痛予防体操
タオル体操・脳力アップ体操

筋力・バランストレーニング

「かかとおとし」「足ふみ」「ランジ」
「バランス」「スクワット」の5つの動きで構成

各編 約1時間

約4分間

2枚組DVD、CD、VHS

※ストレッチ体操・筋力アップ体操とお口の体操の
それぞれ短縮版をYouTube動画配信

DVD、CD、YouTube動画配信

- ・じっくり基本を押さえ体力づくりをしたい方向け
- ・生活機能低下が見られる方も安全に行える
- ・椅子を使用

- ・短時間で効率よく体力づくりをしたい方向け
- ・道具を使わず、立位で行う
- ・歌に合わせて行う(歌詞は健康づくりのポイント)

難易度:★ 運動強度:★★

難易度:★★ 運動強度:★★★





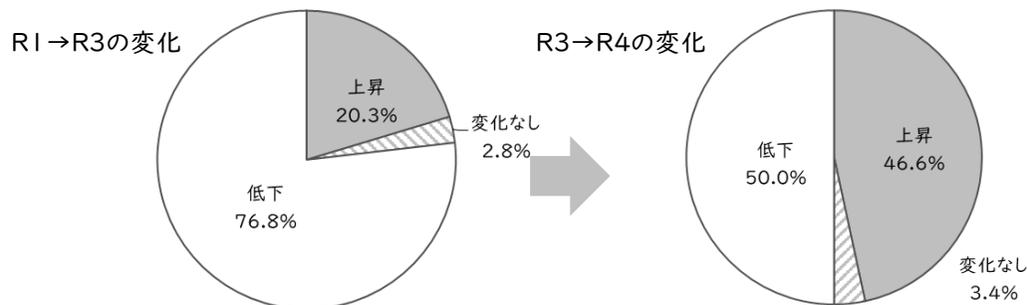
機能訓練に関する提案（ますます元気体操）

- 馴染みのある体操

ますます元気体操に参加したことがある人・・・約15%（令和2年5月実施の調査より）

- 生活機能低下の見られる方も安全に取り組める
- 誰でも指導可能（資格不問、DVD教材や配信動画の活用）
- 自宅でも実施できる（配信動画の活用、オンライン教室等への参加）
- 生活機能低下の予防が期待できる

※体操実施グループでの体力測定結果の変化（R1、R3、R4比較）



（コロナ禍で段階的に活動再開）
体操習慣が復調すると、体力低下の
進行を緩やかにできる可能性



体操でまちを元気に

- 提案 ①事業所内での体操実施
②屋外や地域交流スペース等を地域住民の体操拠点に

例) 通所介護 基本方針

指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

例) 認知症対応型共同生活介護 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。



体操でまちを元気に

～地域住民を健康にする効果があります～



◆◆長寿介護課へご相談ください◆◆

- ・体操教材の貸出について
- ・体操を体験したい
- ・地域の体操拠点としての取組に関心がある
など

➡ 職員や介護予防マイスター（市認定の体操専門家）による出前講座、活動企画などで対応します。

介護予防・社会参加促進チーム
☎ 072-674-7881

◆◆すでに、ますます元気体操・もてきん体操を実施している事業所はご連絡ください◆◆

指定介護機関各位

高槻市役所
生活福祉総務課

生活保護法に基づく介護扶助について

1 介護扶助とは

介護扶助とは福祉事務所が指定介護機関に委託して介護サービスの現物給付を行うものです。生活保護制度においては「最低限度の生活の保障」という観点から、介護保険の対象となる範囲についてのみ給付します。なお、平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業についても給付対象となっています。

2 指定介護機関の申請・届出について

(1) 指定申請について

生活保護受給者に介護サービスの提供を行うためには、生活保護法による指定を受ける必要があります。

指定申請については以下の2つのパターンがあり、生活福祉総務課への指定申請は不要な場合がありますのでご注意ください。

①平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受けた事業所（サービス）

※総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）を含む

生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法による指定を受けたものとみなされます（みなし指定）ので、福祉事務所への指定申請は不要です。みなし指定を希望されない場合、福祉事務所への届出（別紙「申出書」）が必要となります。

②平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けた事業所（サービス）

上記①の介護保険法のみなし指定は適用されませんので、新たに生活保護法による指定を受ける場合は、生活福祉総務課への別途の指定申請が必要です。

(2) 各種届出【変更（所在地、事業所名称、管理者等）、休止・再開等】について

全ての生活保護法による指定介護機関（みなし指定を受けた事業所（サービス）も含む）は、生活福祉総務課への届出が必要になります。

※ 申請に必要な様式書類は本市ホームページからダウンロードできます。

高槻市ホームページ>総合窓口（市民向け）>高齢・福祉・介護>生活・地域福祉>
生活福祉>（申請書）介護機関申請書等様式 [ダウンロード](#)

3 指定介護機関の義務（生活保護法第50条）

(1) 生活保護法の規定により指定を受けた介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規定）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。

(2) 指定介護機関は、被保護者の介護について、厚生労働大臣又は都道府県知事、政令市及び中核市の市長の行う指示に従わなければなりません。

4 指定介護機関における留意点

(1) 介護券からレセプトへ必要事項の転記を正確に行ってください。

※平成28年6月から受給者番号を固定化しています。

(2) 介護券は福祉事務所におけるレセプト点検が終了するまで(6カ月間)保管してください。保管期間終了後は、介護機関において適切な処分をしてください。

(3) 介護券に本人支払額の記載がある場合は、本人から当該額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会に請求してください。

※外泊等で本人支払額が全額徴収できない場合は、速やかに福祉事務所にご連絡ください。

(4) 被保護者の個室等の利用は、原則認められません。

(5) 40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない被保護者(2号みなし)については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の自立支援給付等(障がいサービス)が生活保護の介護扶助に優先して適用されます。

5 個別指導の実施

被保護者の処遇が効率的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として指定介護機関の個別指導を行っています。被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他帳簿書類等を閲覧し、懇談形式で実施しますので、ご協力をお願いします。

【介護扶助の概要】(※参考)

① 居宅介護サービス(短期入所を除く)

介護保険被保険者(第1号被保険者及び第2号被保険者)

介護サービス	
9割	1割
介護保険	介護扶助

被保険者以外の者(2号みなし)

介護サービス
10割
介護扶助

② 施設介護サービス・短期入所

介護保険被保険者(第1号被保険者及び第2号被保険者)

介護サービス		食費及び居住費	
9割	1割	基準費用額のうち負担限度額を超える額	減額認定による負担限度額
介護保険	介護扶助	介護保険	介護扶助

被保険者以外の者(2号みなし)

介護サービス	食費及び居住費
10割	基準費用額相当(第1段階) ただし、短期入所は基準費用額の負担限度相当を超える額
介護扶助	介護扶助

高槻市福祉事務所 生活福祉総務課 介護担当
電話番号 072-674-7177

生活保護法及び

中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及
び特定配偶者の自立の支
援に関する法律

※〔医療機関
介護機関
施術機関
助産機関〕

※〔事業所の
事業者の〕

※〔名 称
所 在 地
そ の 他〕

変更届書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定機関等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所) 〒	
管理者変更事項	旧	(氏名) (フリガナ) (生年月日) 年 月 日 (住所) 〒
	新	(氏名) (フリガナ) (生年月日) 年 月 日 (住所) 〒
その他変更事項	旧	
	新	
変 更 年 月 日	令和 年 月 日	

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

(〒 -)
住 所
届出者
氏 名

注意事項

1. この書類は、高槻市生活福祉総務課に提出してください。
2. この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要のものを——で消してください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、（老人）訪問看護ステーションコード、薬局コード、又は介護保険事業者番号を記載してください。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略省等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
7. 医療機関、介護機関の管理者が変更になった場合は、「管理者変更事項」欄に新旧の管理者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所を記入してください。

なお、管理者が変更になった場合は、「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書」も提出してください。

※施術機関の管理者が変更になった場合は、変更届出書の提出は不要です。

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 〒 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏 名 _____

住 所 〒 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 〒 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

(〒 _____)

住 所

申出者 (開設者)

氏 名

施設における 感染症予防について

高槻市保健所 保健予防課 感染症チーム
令和 5年

感染症について ～内容～

1. はじめに(感染症対策の基本)
 2. 感染性胃腸炎が発生したら
(嘔吐物等の処理、消毒、
保健所への報告など)
 3. 結核について
-

1. はじめに

(感染症対策の基本)

感染症をすごく簡単に説明すると、 「体の異常を起こすウイルス・菌等が原因の病気」

ウイルス系

インフルエンザウイルス、ノロウイルス、コロナウイルス など

細菌系

腸管出血性大腸菌、肺炎球菌、結核菌 など

カビ系

白癬菌、カンジダなど

その他

クラミジア、ツツガムシ、ダニ、マイコプラズマ、原虫、寄生虫など

ウイルス・菌等は空気中やいろんなところにいっぱいいます！

感染成立の3要因と対策

感染源

(水、食べ物、うつす人など)

病原体が付着しているもの、ヒト

対策
感染源の排除

感染経路 (つなぐもの)

体内に運ぶ方法

- ・接触して
- ・空気中

対策
感染経路の遮断

感受性のある人
(うつる人)

ウイルスや細菌が増殖しやすい

対策
抵抗力の向上

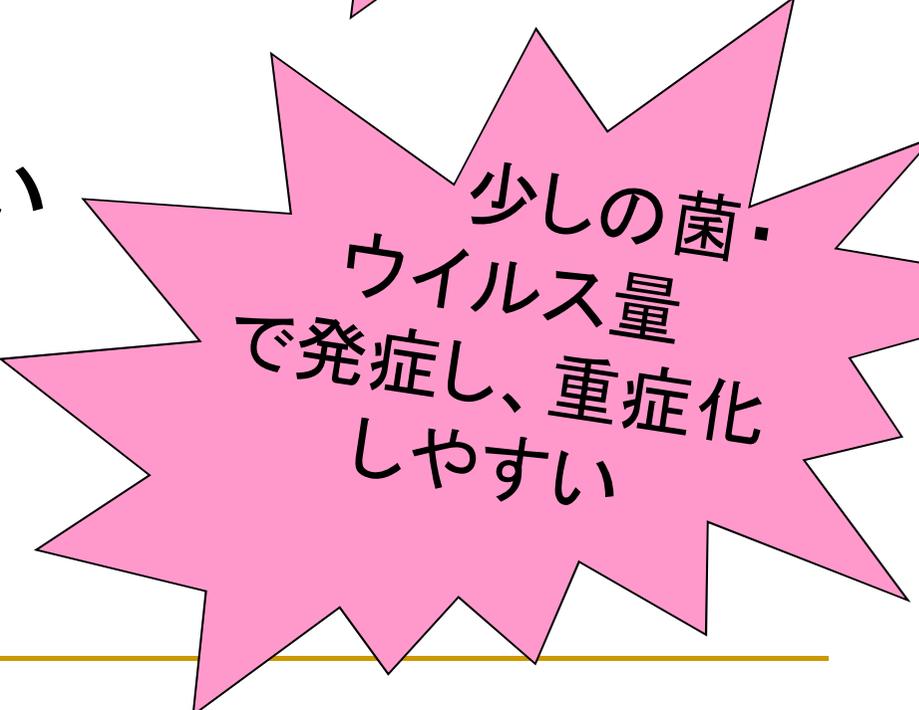
高齢者施設の特徴

高齢者の場合・・・

- ・内部環境維持機能が低下
- ・免疫機能が低下
- ・身体機能が低下
- ・合併症を起こしやすい
- ・認知症のため、
症状を訴えることが
できない



集団感染を
起こしやすい



少しの菌・
ウイルス量
で発症し、重症化
しやすい

まずは“平常時”にしっかり対策

- ①感染源(病原体)を
持ち込まない・拡げない・持ち出さない
- ②手洗い・うがい・環境の清掃
- ③日頃から利用者の健康状態を把握、予防接種
- ④職員の健康管理
- ⑤マニュアルの作成
- ⑥研修や模擬訓練の実施
- ⑦体制・組織づくり



スタンダードプリコーション (標準予防策)

感染症は予防できます！！

血液、体液、分泌液、排泄物 は感染の危険がある
と考え、全ての患者に行なう予防策

手洗い

手袋

マスク

ガウン

器具

患者配置

リネン



基本は手洗い！

《タイミング》

- 料理前
- 生鮮食品に触った後
- 盛付、配膳の前
- トイレの後
- 外出した後

《ポイント》

- ◆腕時計や指輪ははずす
- ◆タオルの共用はしない
- ◆石鹸はよく泡立てる
- ◆消毒用アルコールを使うときは、手の水気をとってから

15秒以上かけて、洗いましょう。

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

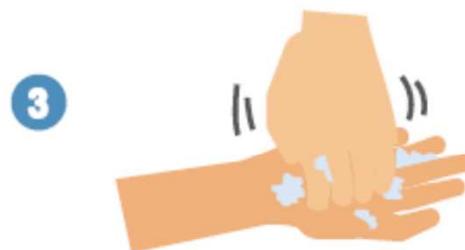
- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



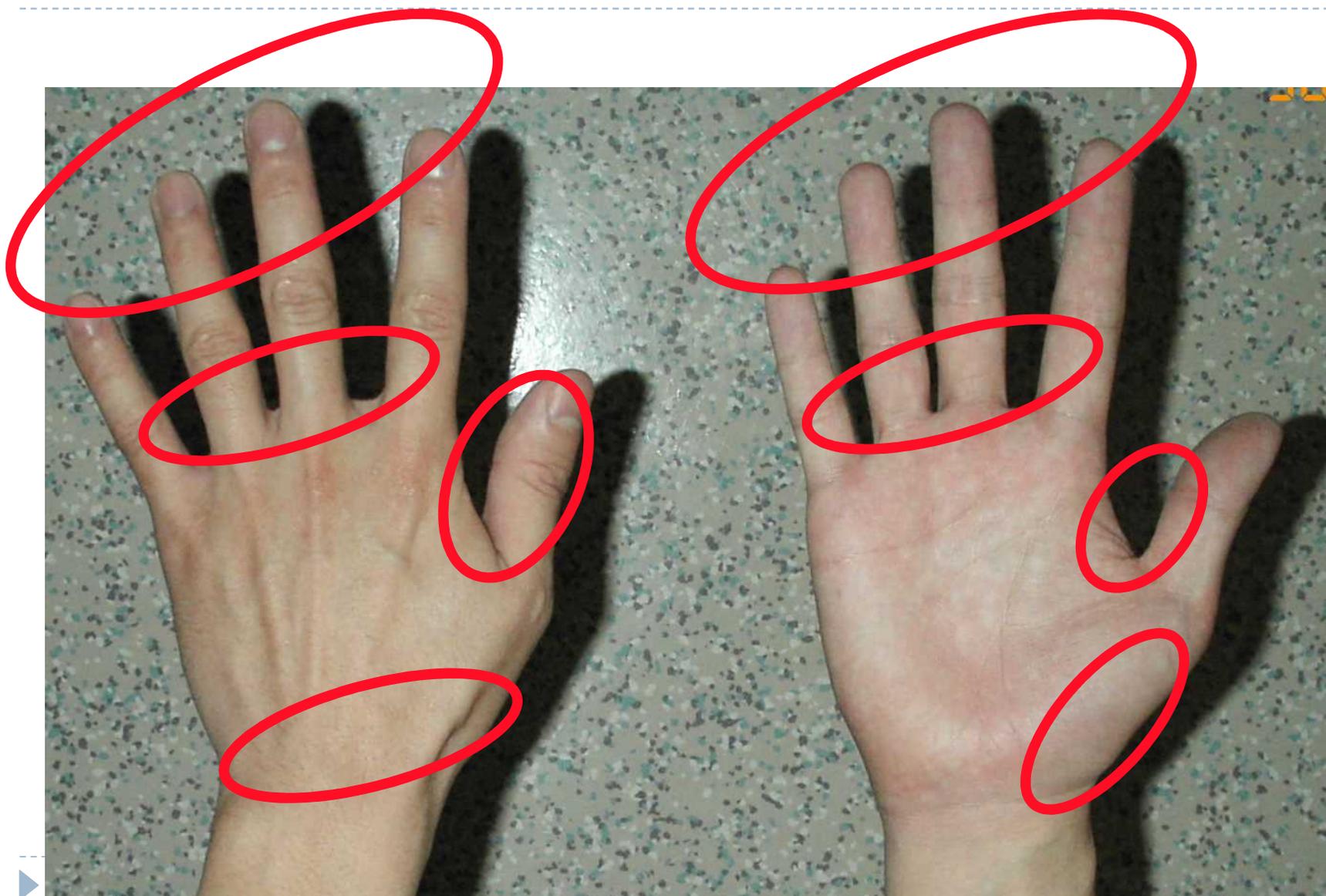
親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。



洗い残しが生じやすい場所



2. 感染性胃腸炎が 発生したら

(嘔吐物等の処理、消毒、
保健所への報告など)

排泄物、嘔吐物の処理

感染した人の糞便や嘔吐物の処理は、処理をする人自身への感染と、施設内への汚染拡大を防ぐため、**適切な方法で、迅速、確実に行う**ことが必要です。

＜準備物品＞

使い捨て手袋、マスク、使い捨ての防水性エプロン（ガウン）、拭き取るためのペーパータオル等、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム（消毒液）、専用バケツ

■嘔吐物の処理手順

- ①マスク、ガウン、手袋を着用する
- ②嘔吐物を濡れたペーパータオル等で覆う
- ③ペーパータオル等で外側から内側に向けて静かにふき取る
- ④次亜塩素酸ナトリウムでふき取る
- ⑤②～④をビニール袋に入れる
- ⑥マスク、ガウン、手袋を外し、石けんと流水で手洗いを行う
- ⑦窓を開けて換気する

消毒

病原体を、感染症を起こさない程度にまで殺菌
または減少させること

◎熱による方法

85～90℃で90秒間以上

◎消毒薬による方法

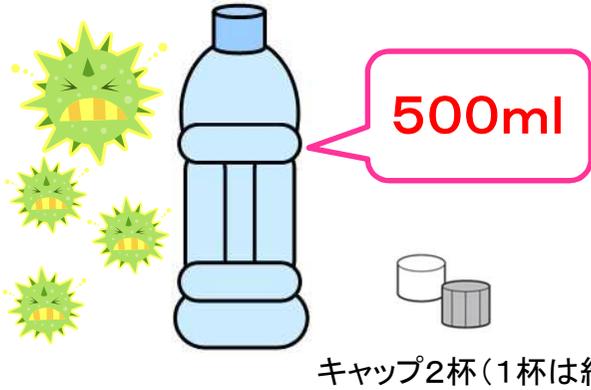
- ・消毒したい病原体に効果のある薬品を選ぶ
→次亜塩素酸ナトリウム
- ・消毒薬は汚れを落としてから使う
- ・消毒は、原則「噴霧」ではなく「清拭」で行う
- ・金属は腐蝕させるので、使用后10分程度たったら、水拭きする

ペットボトルを使った次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方

トイレの便座やドアノブ・手すり・床など

便や嘔吐物が付着した床・衣類・トイレ

0.1%(1000ppm) 濃い

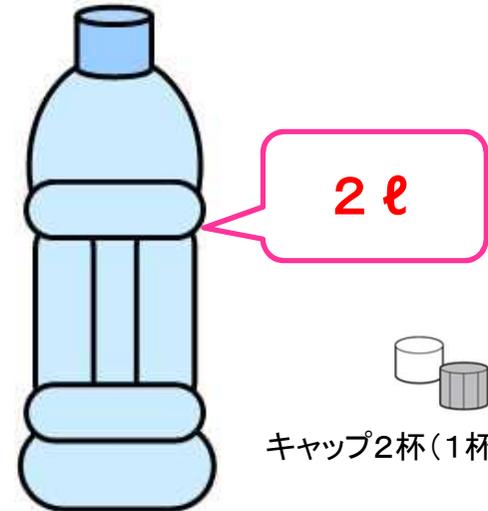


キャップ2杯(1杯は約5cc)

500mlの水

$10\text{ml} \times \text{約}5\% / 500\text{ml} = \text{約}0.1\%$

0.02%(200ppm) 薄い



キャップ2杯(1杯は約5cc)

2000mlの水

$10\text{ml} \times \text{約}5\% / 2000\text{ml} = \text{約}0.02\%$

塩素濃度約5%
のものを使用した場合

・どちらも**キャップ2杯**
(ペットボトルの大きさで覚えて！)

手の消毒には？

- ・次亜塩素酸ナトリウムを使用すると、手が荒れてしまいます
- ・ノロウイルスにアルコール系の消毒剤はほとんど効きません

流水でしっかりと洗い流す

しっかり乾かして

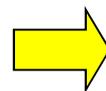
最後にアルコール系消毒剤を

擦りこむとよいです



感染症かな？と思ったら

下痢・腹痛・嘔吐などを
訴える利用者が多い



必要に応じて、
医師の診断を受ける

- ・いつから？
- ・症状は？ 下痢・・・どんな？
腹痛・・・どのあたり？
発熱・・・何度？
嘔吐・・・何回？
その他の症状・・・発疹、咳など

他に体調不良の利用
者や職員がいないか
確認

感染拡大防止
対策の実施



保健所へ報告

報告の基準 (平成17年2月22日付「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」)

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)等が発生した場合報告が必要

- ① 同一の感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

感染症発生状況表（感染性胃腸炎のみ）

患者発生状況						施設名：											
入所者		階				名											
氏名 (イニシャル)	年齢	性別	部屋No	所属	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	検便	備考	
例	H・N	3	女	もも	もも	嘔吐	嘔吐 下痢	腹痛	症状 なし							6/1受診 検査なし	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
															0		
職員																	
氏名 (イニシャル)	年齢	性別													検便	備考	
1																	
2																	
3																	
4																	
					新規患者												
					累計患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

感染性胃腸炎の場合は、
こちらの様式で提出を
お願いします

感染症発生時の対応

① 二次感染防止対策を徹底する

- ・手洗い
- ・排泄物・嘔吐物の速やかかつ適切な処理
- ・リネン類の洗濯・消毒 ・施設内の消毒

② 接触を制限する

- ・通所者・・・症状が治まるまで利用をしばらく止めてもらう
 - ・入所者・・・有症状者の部屋を分ける(個室対応、逆隔離など)
 - ・来所者・・・来所時や帰宅後の十分な手洗い・うがいの励行を指導
施設内で流行しているときは、来所を控えてもらう
来所者自身が体調不良のときは来所を控えてもらう
 - ・集団活動の自粛
-

感染症発生時の対応

③調理従事者からの二次感染対策

身につけたウィルスを食品につけて感染を拡げる可能性が考えられる

⇒石鹼で十分な手洗い徹底

盛り付けや配膳時の作業には、使い捨て手袋の着用を習慣化する

④接触者の経過観察

作業にあたった職員、周囲にいた人々の健康観察を3日程度行う

感染性胃腸炎(まとめ)

- ノロウイルスによる感染や感染拡大を防ぐためには、早い段階で感染が疑われる人を把握すること。日頃からの健康管理が重要。
 - 施設においてはウイルスを持ち込まない対策も重要。
 - 二次感染の予防方法は、全職員が感染対策を正しく理解しておくことが大切。理解したうえで、効率よく実施しましょう。
 - 日頃からの手洗いを徹底しましょう。
-

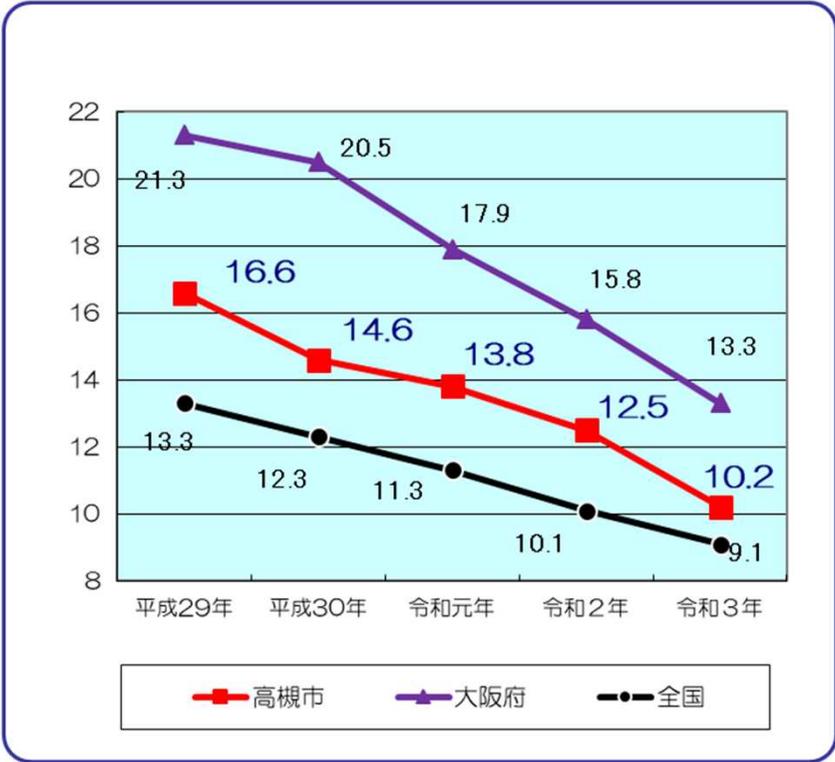
3. 結核について

過去の病気ではない...結核

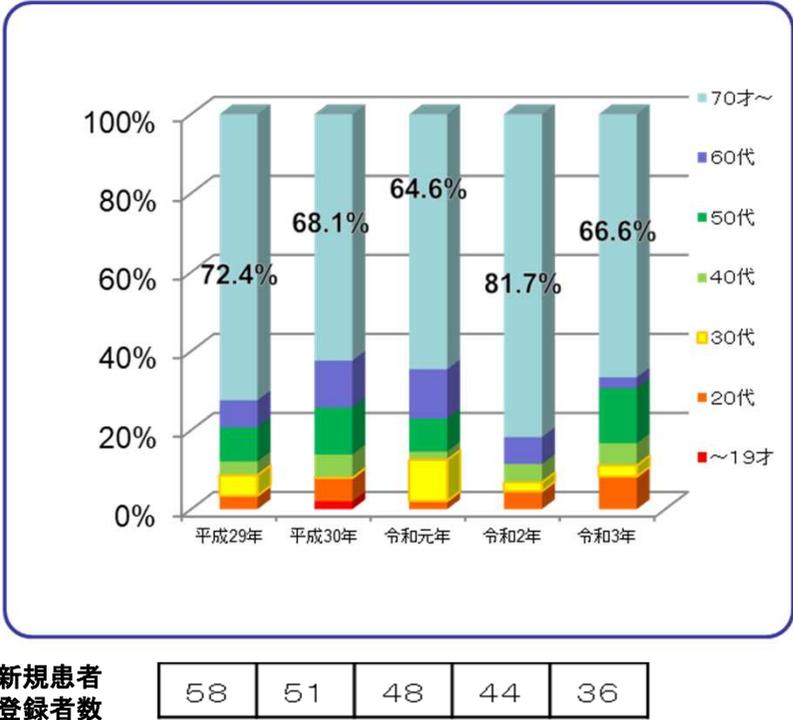
令和3年の

高槻市の結核罹患率「10.2」 新登録患者「36人」

罹患率



新登録患者数



新規患者登録者数	58	51	48	44	36
----------	----	----	----	----	----

早期発見 ポイント

咳・痰などの症状がなくても、**微熱や体重減少、倦怠感**などの慢性炎症の兆候から結核を疑い、**胸部X線検査と喀痰検査**をしておくことが大切です。

「結核に注意」チェックリスト

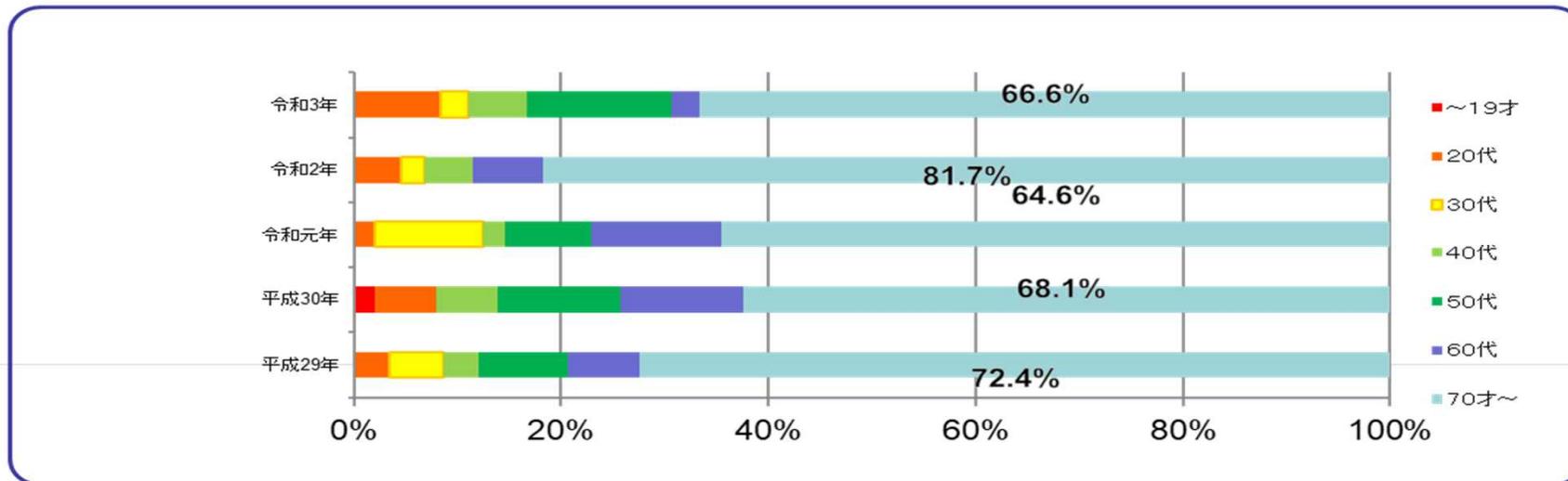
- 結核既往歴がある高齢者
- 陳旧性病変のある患者
- 抗生剤の効かない肺炎
- 糖尿病・リウマチ・透析などの免疫機能低下状態がある
- 咳・痰・微熱・倦怠感が2週間以上続いている



注意

新登録患者の6割以上が70歳以上の高齢者

年代別患者数割合



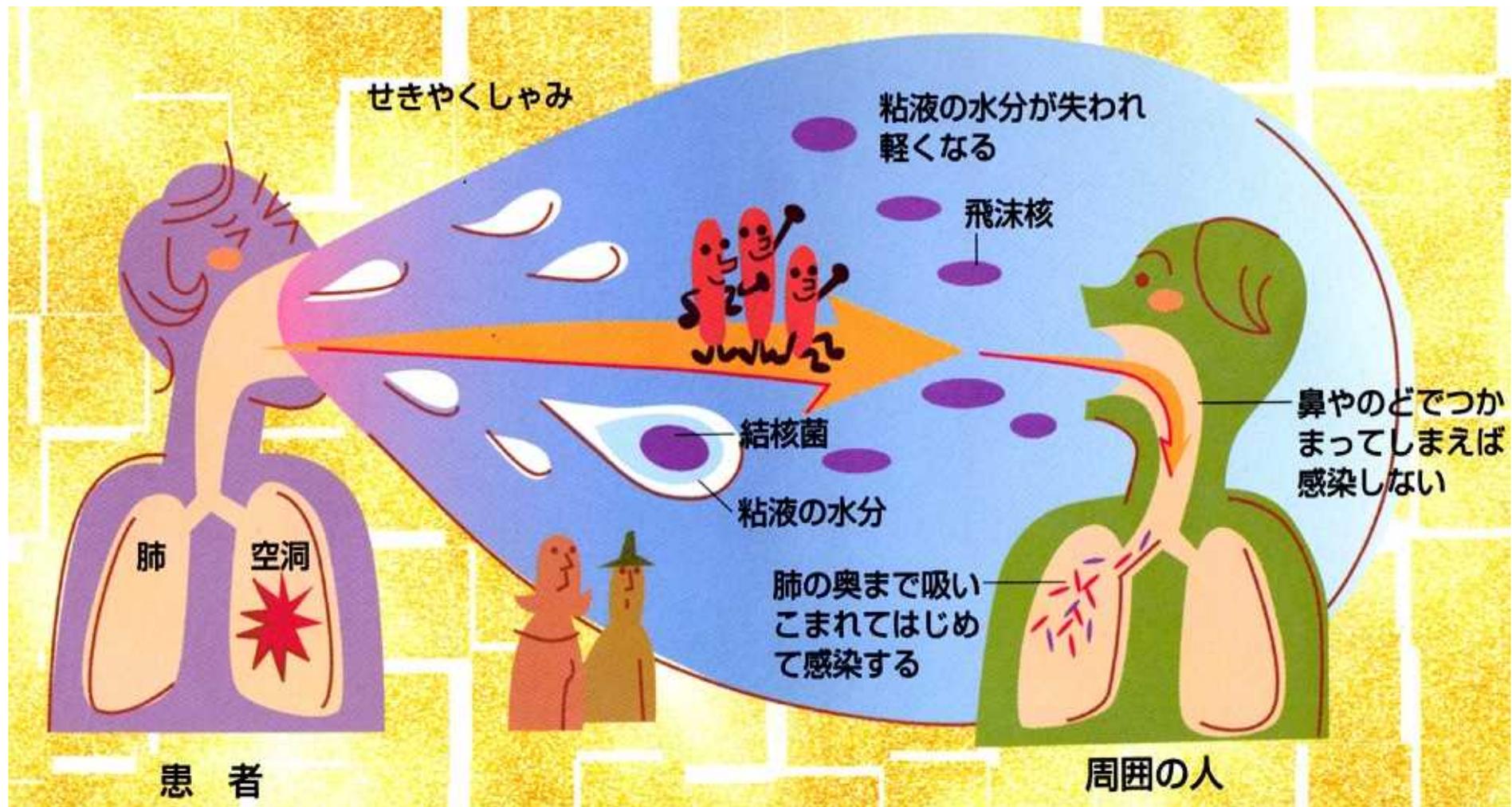
高齢者の結核患者の特徴

- 結核特有の症状が出にくい（診断の遅れによる重症化）
- 合併症が増加している（糖尿病・悪性腫瘍等）
- 陳旧性肺結核・肺炎として結核の発病が見過ごされる
- 診断後3ヶ月以内の死亡が増加している

定期受診をしているにも関わらず、結核特有の症状がなく、診断が遅れる事例が多いです。

➡ 症状がなくても、年一回は胸部レントゲン検査を受けましょう！

結核は**空気感染**です



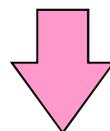
感染と発病は違います！

たとえ結核菌に感染していても、
全員が発病するわけではありません

発病しなければ、他の人に結核菌を
感染させることもありません

一生発病しない人の方が多い

結核菌に感染



感染後(2年以内)に発病
(感染者の約**10~15%**)

その他の人では菌はしぶとく体内に留まります。結核菌が体内に潜んでいる人がその後、何らかの都合で身体の抵抗力が落ちると、潜んでいた菌が活動を始め、結核を発病してしまうことになります。

厚労省 結核とBCGに関するQ&Aより抜粋

どんな人が結核を発病しやすいの？

前に結核にか
かったことがあ
る

糖尿病

人工透析を受
けている

ステロイドなど
による治療

免疫が低くなる
病気

強いストレス

胃の切除手術を
した

胃潰瘍の治療中

不規則な生活
(休養・栄養)

予防のために

■健康管理を行う

定期健診を受けましょう

■早期発見・早期治療

①胸のレントゲン検査

健診で異常を指摘⇒受診しましょう

②いつもと違う体調・気になる症状

⇒早めに受診しましょう

※早期発見は、適切な治療をすること

集団感染を減らすことにつながります

予防のために

- 利用者の**結核の既往歴（陳旧性肺結核含む）**や必要であれば**家族歴・接触歴も確認する**
- **2週間以上続く倦怠感、食欲不振、咳、発熱は結核の可能性あり**
- **年に1回の胸のレントゲン検査の確認を**
- **食事介助や痰の吸引など咳を誘発しやすい行為はマスクを着けて実施する**

万が一、発生したら

- 接触者の調査
スタッフ、同室利用者等のリストアップ
- 健康診断(感染していないかの確認)
胸のレントゲン、血液検査
- 結核の治療
入院、定期的な通院、服薬治療
- 服薬管理
服薬後の空袋などでの確認

以上、ご協力いただくことがあります

参考マニュアル等

◎大阪府

介護保険施設等の感染症及び食中毒、衛生関係について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigoeisei/index.html>

◎厚生労働省

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版
(2019年3月)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

感染症に関するご相談は
高槻市保健所保健予防課
感染症チーム
072-661-9332まで
ご連絡ください

高齢者福祉施設における
救急要請マニュアル・ガイドライン

令和5年5月一部改正

高 槻 市 消 防 本 部

高齢者福祉施設における救急要請時対応マニュアル

救急車出動の要件

以下の場合、医療機関等に緊急に搬送する必要があるもの

- 災害により負傷した場合
- 屋外の事故等で負傷した場合
- 屋内の事故で負傷し迅速に病院へいく必要がある場合
- 悪化する病気で迅速に病院に行く手段がない場合



緊急性が認められない場合は、患者等の搬送手段で医療機関の搬送をお願いいたします

緊急事態発生！！

- 施設内に知らせ、職員を集める
- 集まった職員に指示する
- 傷病者に応急処置を実施する

119番通報

- 住所・施設名
- 「いつ」「誰が」「どこで」「どうした」のか
- 傷病者の今の状況(呼吸状態・心拍状態)
- 今、実施している処置内容

救急隊の誘導

- 玄関の鍵を開ける
- 傷病者の今の状況を伝える
- 現場まで誘導する

傷病者付き添い

- 医療機関等への申し送りが必要です
- 傷病者の状況を知っている人が同乗する
- 救急隊情報提供シート※・カルテ等申し送りに必要な物を持参する

※ 救急隊情報提供シートは、搬送先医療機関が必要な情報を事前にまとめておくことで、スムーズな救急搬送を実現するためのものです。参考を例示していますので、積極的な御活用をお願いします。(様式は特に定めていません)

《高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン》

救 急 要 請 ガ イ ド ラ イ ン	
1 救急搬送の要件	<p>以下の場合、医療機関等へ緊急に搬送する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害により負傷した場合 ○屋外の事故等で負傷した場合 ○屋内の事故で負傷し、迅速に病院へ行く必要がある場合 ○悪化する病気で迅速に病院へ行く手段がない場合 <p>※救急車の台数は限られています。 救急車の正しい利用に、御協力をお願いします。</p>
2 協力病院への連絡と搬送先病院の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○協力病院へ連絡します。 ○予め搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、当該医療機関へ搬送します。
3 施設内の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態が発生したことを施設内職員に知らせます。 ○緊急事態が発生した場所に職員を集めます。 ○集まった職員の役割分担をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報、関係者への連絡 ・ 施設出入り口で救急車の誘導 ・ 傷病者に対する処置 ○救急隊を傷病者のところへ案内します。 ○救急隊に何が起こったのか説明します。
4 施設職員の救急車同乗	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等への申し送りが必要です。 (救急隊情報提供シート・カルテ・看護記録・介護記録等を持参)
5 患者等搬送事業者などの利用	<ul style="list-style-type: none"> ○患者等搬送事業者などの利用を考えていただきたい場合 <ul style="list-style-type: none"> ①寝たきりである・人手が無いなどが理由の場合 ②寝台車を利用すれば病院へ行ける場合 ③末期治療のためのものなど緊急性が認められない場合
6 その他	<p>患者や家族からDNAR(蘇生処置を希望しない)の意思表示が書面等で有る場合は、救急車を呼ぶ前に協力病院やかかり付け医師に相談してください。</p> <p>※救急隊は、蘇生処置を実施し医療機関へ搬送します。 ※救急活動に、御理解と御協力をお願いします。</p>

<参考>施設内での事故防止、日頃からできる対策

1 転倒・転落防止

普段の生活で慣れている場所でも事故は起こり、小さな段差で「つまずき」転倒でも高齢者は骨折を伴い重症となる場合があります。入所者の安全のため施設内の危険箇所を点検し、転倒防止に努めてください。

2 入所者の生活状況の記録

介護に当たる職員が普段の生活状況について誰よりもよく知っていますので、毎日の状況について記録し「いざ」というときのために職員全員が入所者の状況を把握できる記録簿を作成してください。

3 かかりつけ医師、協力病院との連絡体制の構築

入所者ごとの「かかりつけ医師」や協力病院との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談・受診できる体制を整備してください。入所者の体調の些細な変化に注意し、具体的症状が発症した場合に医療機関を受診する体制を構築してください。

また、症状が悪化する前に受診することや、夜間・休日で職員が少なくなる前の対応をお願いします。

4 救急傷病者発生時の対応

施設内で事故防止に努めていても、いつ緊急事態が起こらないとは限りません。「いざ」というときに慌てないために施設内で各職員がどのように行動すればよいのか、特に、夜間・休日は職員が少なくなると思いますので、少ない人数でどのように行動すべきか、入所者の救命のために出来ることは何かを検討してください。

また、緊急時に対応する資器材（AED、呼吸管理器具、感染防止用マウスピース等）の整備についても検討してください。

5 応急手当の習得と実施

入所者が急に生命の危険にさらされたとき、そのまま放置することなく、誰かがすぐに救いの手を差し伸べるような体制にする必要があると思います。応急手当を学ぶことによって、いつどこでも応急処置可能であるとともに事故の防止や安全に対する意識を高めることにもつながります。

消防本部では、応急手当普及員講習を実施していますので、施設職員が応急手当普及員資格を取得され、全職員に応急手当を普及していただいて入所者が安心して暮らせる施設を目指してください。

救急隊情報提供シート

フリガナ		年齢	歳	性別	男・女
氏名					
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号			
住所	<input type="checkbox"/> 施設住所				
病歴	現在治療中の病気	既往歴			
かかりつけ医療機関					
内服薬 有・無	処方箋、お薬手帳等があれば 写しの準備をお願い致します。	アレルギー 有・無	食物・薬等		
日常生活	会話 可能・一部可能・不可	歩行 自立・伝い歩き・車椅子・不可			
DNAR（蘇生処置を希望しない）の意思表示の有無		有・無 本人 家族等（ ）			
意思表示の書類の有無		有・無			
緊急連絡先 （家族等）	①	フリガナ	電話番号		
		氏名			
		住所	続柄		
	②	フリガナ	電話番号		
		氏名			
		住所	続柄		
特記事項					

最終更新日 年 月 日 ※可能な範囲で定期的に更新をお願い致します。

※救急業務以外では使用致しません。